○東北地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県紫波郡紫波町北日詰字下東ノ坊八一番一から同町北日詰字城内七五番一まで	前	一七・〇〇～三四・三〇メートル	〇・二五六キロメートル
	後	一八・三〇～四二・〇〇メートル	〇・二五六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奥州市前沢区古城字栗生沢一六二番から同市水沢区真城字要害六番五まで	前	一一・七〇～一九・三〇メートル	〇・三〇七キロメートル
	後	一五・三〇～二二・七〇メートル	〇・三〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県紫波郡紫波町日詰字朝日田二五九番一から同町二日町字北七久保二四四番三まで	前	一九・二五～四八・九〇メートル	〇・四四二キロメートル
	後	二二・三〇～五九・四五メートル	〇・四四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南陽市梨郷字前川原無番から同市梨郷字横道八九八番一まで	前	一八・七九～六七・八五メートル	一・二六〇キロメートル
	後	一九・三〇～六六・五四メートル	一・二六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十三号	南陽市梨郷字前川原無番から同市梨郷字横道八九八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月二十六日

○東北地方整備局告示第四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十六日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

第1　起業者の名称　福島県

第2　事業の種類　小沢地区海岸公共災害復旧工事（福島県南相馬市原町区小浜字東谷地地先海浜地から同区小沢字下戸屋廻地先海浜地まで）及びこれに伴う附帯工事

第3　起業地

1　収用の部分　福島県南相馬市原町区小浜字東谷地及び字小房内並びに原町区小沢字小沢及び字下戸屋廻地内

福島県南相馬市原町区小浜字東谷地地先海浜地並びに原町区小沢字小沢地先海浜地及び字下戸屋廻地先海浜地

2　使用の部分　福島県南相馬市原町区小浜字東谷地及び字小房内並びに原町区小沢字小沢及び字下戸屋廻地内

福島県南相馬市原町区小浜字東谷地地先海浜地並びに原町区小沢字小沢地先海浜地及び字下戸屋廻地先海浜地

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県南相馬市原町区小浜字東谷地地先海浜地から同市原町区小沢字下戸屋廻地先海浜地までの延長約1.5kmの区間（以下「本件区間」という。）における「小沢地区海岸公共災害復旧工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「小沢地区海岸公共災害復旧工事」（以下「本体事業」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第3条第10の2号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

海岸保全区域の管理は、海岸法第5条第1項の規定により都道府県知事が行うものとされており、本件区間は同法第3条第1項の規定に基づき福島県知事が指定した海岸保全区域であることなどから、起業者である福島県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。